

平成 30 年度中間貯蔵施設予定地内で発生する廃棄物等に係る調査検討業務
仕様書

1. 業務の目的

環境省では、福島県内において除染により発生した土壌等に係る中間貯蔵施設の整備等を実施している。

中間貯蔵施設の事業の進捗に伴い、事業用地内にある既存の建造物の解体や森林の伐採等により、木くずや金属くず等の様々な廃棄物が発生している。今後これらの廃棄物については、再生利用に配慮しつつ、適正に処分又は保管の継続を行うことが必要である。

そのため本業務では、予定地内で発生した廃棄物が適正に保管されていることを確認するとともに、発生する廃棄物の分別・保管・処理・処分の具体的な方法を検討することで、今後の施設整備工事の円滑な推進に資することを目的とする。

2. 業務の内容

(1) 平成 29 年度に行った調査検討結果の再評価

前年度調査における廃棄物の発生推計量の算出や保管状況等の調査結果について、推計値と実績の差異、調査の結果確認された保管に係る修正点等が反映されているかなど再評価を行う。

(2) 発生する廃棄物の種類及び発生推計量の算出

中間貯蔵施設予定地内での整備工事に伴い新たに発生が見込まれる廃棄物の種類と発生推計量の算出を行う。この際、環境省担当官からの情報を元に、事業の進捗状況に応じて、どのような種類の廃棄物がどの程度発生するか、段階的な発生推計量の算出を行うこと。

また、年度毎の廃棄物の発生推計量及び処理量を踏まえた保管場所の必要面積、及び保管方法について検討する。

(3) 保管方法等に係る検討

上記(2)で算出を行った廃棄物について、発生場所で分別・保管する方法、保管場所の仕様、維持管理方法等について具体的に検討する。

また、環境省担当官が提示する保管場所の候補地について、必要な調査及び検討を行うこととする。

(4) 廃棄物の保管状況の確認

中間貯蔵施設予定地内において発生する廃棄物について、毎月 1 回程度、保管場所ごとの保管量を種類ごとに集計する。また各保管場所について以下の確認等を行う。

- ・双葉、大熊工区の保管状況と保管基準の遵守について月 1 回程度確認する。
- ・保管場所の放射線量について月 2 回程度測定を行い、記録する。
- ・その他台風等の気象時には、保管場所管理状況を把握するために、環境省担当官の指示により現地確認を行う（5 回程度を想定）。

（５）廃棄物の処理・再生利用について

廃棄物の種類等に応じて分別を行った後の、各々の種類に応じた予定地内外での処理方法又は再生利用方法について、平成 29 年度の検討結果を踏まえ、引き続き検討する。

ア) 可燃物

廃棄物の放射能濃度や発生量等を考慮し、どのような前処理、減容化処理、灰の取扱い等を行うことが適当か検討する。

イ) 不燃物

金属くずやがれき類等の不燃物については、性状や放射能濃度次第では、再生利用が可能となると想定される。そのため、どの種類の廃棄物について、どの程度の放射能濃度であれば再生利用が可能かについて、処理のために必要と考えられる施設の仕様（許認可に必要となる事項の整理を含む）も含めて検討する。

また、放射能濃度が比較的高い廃棄物については、除染等の放射線量の低減措置の必要性及び低減措置に必要な施設等について検討を行う。

ウ) その他

車両、機械、薬品、その他特殊なものについて、どのように処理を行うかを検討する。保管方法や予定地内での分解等を行う必要性や、これらを行う場合に必要な施設等の仕様（許認可に必要となる事項の整理を含む）についても検討する。

また、放射能濃度が比較的高い廃棄物については、除染等の放射線量の低減措置の必要性及び低減措置に必要な施設等について検討を行う。

加えて、中間貯蔵施設予定地内から発生した廃棄物は、再生利用を目的に域外で処分する予定であるが、木くず、金属くず等の中で線量の低い廃棄物についての処理先の受入可能数量等を調査するとともに、適切かつ効率的な搬出方法等について検討する。

（６）化学工場解体に伴う処理困難物処理の技術検討

中間貯蔵施設予定地内に立地する化学工場等の解体に伴って発生する廃棄物等のうち、処理困難な廃棄物について、平成 29 年度の検討結果を踏まえ、環境省担当官と協議の上、適正に処理・処分する具体的な方法について、検討し、品目ごとにとりまとめる。

また、建物や設備の内部に残存している処理困難な廃棄物を安全に取り出す具体的な方法や、処理の実施にあわせて建物等を解体する手順、工事全体の安全管理・処理数量管理の手法の検討も行うものとする。

なお、本検討においては、福島県内において実施された工場解体等の事例も参考にする

こと。

(7) 工事实施に向けた留意事項の整理

上記(1)～(6)で検討した処理方針に基づき処理を行うにあたって、特に留意が必要な事項について、工事の受注者に助言する内容を整理する。

(8) 予定地内外の現地の確認

上記(1)～(7)の実施のため、現地調査を行うこととする。

(9) 定例会への参加

概ね月1回程度、業務の進捗を確認し、また、業務上の課題を議論する定例会を開催するので、議題に応じた資料等を準備した上で、参加する。

(10) 業務実施に当たっては以下について留意して行う。

- ①業務を行うにあたって、情報を共有し、進捗管理を行いつつ、環境省担当官との打ち合わせを進めていくための分かり易い業務進捗管理のための様式を作成し、様式について環境省担当官の了解を得る。
- ②業務の実施にあたっては、業務の進捗に関して週1回程度、環境省担当官との連絡調整を行う。

3. 業務履行期限

平成31年3月29日まで

4. 成果物の提出期限及び提出部数

提出期限：平成31年3月29日

提出部数：5部

報告書の電子データを収納した電子媒体(CD-ROMもしくはDVD-ROM)：10式

報告書及びその電子データの使用及び記載事項は、別添によること。

提出場所：環境省福島地方環境事務所

5. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、環境省が保有するものとする。

(2) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等(以下、「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の

使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 受注者は、業務の開始時までには、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出する。

(2) 受注者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずる。

また、請負業務において請負が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱う。

(3) 受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れる。

(4) 受注者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄する。また、請負業務において受注者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄する。

(5) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築する。

(6) 情報システム導入時におけるセキュリティ要件検討の際には、内閣官房セキュリティセンターが公開している「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル」を使用する。

(参考)「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル」の策定について

http://www.nisc.go.jp/active/general/sbd_sakutei.html

(7) 受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告する。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. 電離放射線に対する安全対策等（*1）

電離放射線下で作業を進めるに当たり、関係法令を遵守し、放射線管理に努めることを基本とし、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。）及び除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成23年厚生労働省基発1222第6号。以下「除染電離則ガイドライン」とい

う。)に従うものとする。

(1) 帰還困難区域内等での作業を進めるに当たり、環境省除染等工事共通仕様書(第10版)(<http://fukushima.env.go.jp/fukushima/procure/upload/01-1000074115.pdf>)を参照のこと。)1-1-3 除染特別地域における作業を準用する。

(2) 被ばく線量管理が適切に実施されるよう、環境省除染等工事共通仕様書(第10版)1-1-4 放射線管理責任者、作業指揮者(1)(3)(4)を準用する。なお、放射線管理責任者は、放射線関係の国家資格保持者又は専門教育機関等による放射線管理に関する講習等の受講者から選任することが望ましい。

(3) 下請負に付する場合には、環境省除染等工事共通仕様書(第10版)1-1-14 工事の下請負を準用する。

(4) 作業員の名簿、身分証明等については、環境省除染等工事共通仕様書(第10版)1-1-22 除染等作業員名簿・身分証明書等を準用する。

(5) 帰還困難区域内で作業する作業員への特殊勤務手当については、環境省除染等工事共通仕様書(第10版)1-1-23 手当等の支給を準用する(特定線量下業務従事者を適用)。

(6) 環境省除染等工事共通仕様書(第10版)1-1-34 電離放射線に対する安全対策を準用する。また、特に高線量区域での作業を行う場合は、「除染電離則」及び「除染電離則ガイドライン」に従って、線量の測定、線量の測定結果の確認及び記録、元方事業者による被ばく状況の一元管理等の措置を徹底する。

8. 秘密の保全

この業務の履行に際し知得した秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

9. その他

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従う。

(別添)

1. 報告書等の資料及び記載事項（＊2）

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成 29 年 2 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 206 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 207 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準に従い、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、以下のとおりとし、その他のアプリケーションソフトの使用等が必要な場合は環境省担当官と協議すること。

- ・文章；ワープロソフト Justsystem 社 一太郎（jtd 形式）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は DOCX 形式以下）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は XLSX 以下）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式（写真の有効画素数は黒板の文字を読み取れる程度とし、およそ 100 万画素を目安とする。）
- ・図面：DWG 形式及び SXF（P21）形式

(3) (2) による成果物に加え、それらの電子ファイルを「PDF ファイル形式」で保存した成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R、CD-R または BD-R (25GB・50GB、以下「DVD-R 等」という。) とし、データを追記・書き換えできない方式で保存すること。また、事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ず付記すること。DVD-R 等への付記は、別図に従い、直接印刷又は油性フェルトペンでの手書きにより行うこと。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 電子成果物のフォルダ構成

電子成果物の作成にあたっては、紙納品された成果物の目録に対応したフォルダを作成した上で、データを保存すること。

また、格納媒体が複数枚にわたる場合は、フォルダ構成の一覧を作成添付すること。

4. ウイルスチェック

電子媒体に対し、ウイルスチェックを行うこと。ウイルスチェックソフトは常に最新のデータにアップデートしたものを利用すること。

5. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

* 1 電離放射線下で作業を進めるにあたり関係法令を遵守し「環境省除染等工事共通仕様書」等の改訂がある場合には、最新の共通仕様書に則し、適宜修正して用いる。

* 2 「環境物品等の調達に関する基本方針」は、これまで毎年2～3月に変更閣議決定がなされている。閣議決定日等の記述を適宜修正して用いる。

電子媒体への表記

電子媒体のラベル面に、次の事項を表記すること。

- 1)「工事番号」(別途指定する工事番号を記載すること)
- 2)「工事・業務名称」(正式名称を記載すること)
- 3)「作成年月」(工期終了時の年月を記載すること)
- 4)「発注者名」(正式名称を記載すること)
- 5)「受注者名」(正式名称を記載すること)
- 6)「何枚目／総枚数」(総枚数の何枚目であるかを記載すること)
- 7)「発注者署名欄」(主任監督職員又は主任調査職員が署名すること)
- 8)「受注者氏名欄」(現場代理人又は管理技術者が署名すること)

(表記方法にかかる留意事項)

- ・ ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、媒体に損傷を与えないように留意すること。
- ・ 電子媒体のラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シール剥がれ等による電子媒体や使用機器への悪影響を鑑み、行わないこと。
- ・ 表記事項のレイアウトは、以下の表記例によること。

(電子媒体への表記例)



平成30年度中間貯蔵施設予定地内で発生する廃棄物等に係る調査検討業務

福島地方環境事務所

業務費内訳書

平成30年度中間貯蔵施設予定地内で発生する廃棄物等に係る調査検討業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費				0	
(1) 平成29年度に行った調査検討結果の再評価	式	1			第1号内訳書
(2) 発生する廃棄物の種類及び発生推計量の算出	式	1			第2号内訳書
(3) 保管方法等に係る検討	式	1			第3号内訳書
(4) 廃棄物の保管状況の確認	式	1			第4号内訳書
(5) 廃棄物の処理・再生利用について	式	1			第5号内訳書
(6) 化学工場解体に伴う処理困難物処理の技術検討	式	1			第6号内訳書
(7) 工事実施に向けた留意事項の整理	式	1			第7号内訳書
(8) 予定地内外の現地の確認	式	1			第8号内訳書
(9) 報告書作成	式	1			第9号内訳書
直接経費					
現地調査 (福島～双葉郡)	式	1			第10号内訳書
高速道路利用料	回	10			福島西～常磐富岡
特殊勤務手当	人	627			第11号内訳書
印刷製本費	式	1			200頁、5部
現場経費 (防護服)	式	1			

業務費内訳書

平成30年度中間貯蔵施設予定地内で発生する廃棄物等に係る調査検討業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
計（直接原価）		⋮	⋮		
	式	⋮	⋮		
		⋮	⋮		
		⋮	⋮		
		⋮	⋮		
一般管理費		⋮	⋮	0	
		⋮	⋮		
業務価格		⋮	⋮		
業務価格		⋮	⋮		税抜
計（直接原価）		⋮	⋮		
		⋮	⋮		税抜
消費税		⋮	⋮		
計		⋮	⋮		

内訳書

(2) 発生する廃棄物の種類及び発生推計量の算出

(2号内訳書)

名 称・規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
人件費				
技師長	人	120 0				10日/月
主任技師	人	120 0				10日/月
				
				
				
計				
				
				
				
				
				
				
				

内訳書

(3) 保管方法等に係る検討

(3号内訳書)

名 称・規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
人件費		●	●			
技師長	人	120	0			10日/月
主任技師	人	480	0			2人×20日/月
		●	●			
		●	●			
		●	●			
		●	●			
計		●	●			
		●	●			
		●	●			
		●	●			
		●	●			
		●	●			

内訳書

(4) 廃棄物の保管状況の確認

(4号内訳書)

名 称・規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
人件費		123				
・保管状況と保管基準の遵守について月1回程度確認 技師長	人	12	0			1回/月
主任技師	人	12	0			1回/月
技師A	人	12	0			1回/月
・保管場所の放射線量の測定を行い、記録 技師長	人	24				2回/月
主任技師	人	24				2回/月
技師A	人	24				2回/月
・台風等の気象時には、環境省担当官の指示により現地確認 技師長	人	5				5回/年
主任技師	人	5				5回/年
技師A	人	5				5回/年

内訳書

(5) 廃棄物の処理・再生利用について

(5号内訳書)

名 称・規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
人件費						
技師長	人	120	0			10日/月
主任技師	人	240	0			10日/月×2人
技師A	人	240	0			10日/月×2人
計						

内訳書

(6) 化学工場解体に伴う処理困難物処理の技術検討

(6号内訳書)

名 称・規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
人件費		●	●			
技師長	人	120 0	●			10日/月
主任技師	人	120 0	●			10日/月
技師A	人	120 0	●			10日/月
		●	●			
		●	●			
		●	●			
計		●	●			
		●	●			
		●	●			
		●	●			
		●	●			

内訳書

(8) 予定地内外の現地の確認

(8号内訳書)

名 称・規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
人件費		180				
技師長	人	60	0			5日/月
主任技師	人	60	0			5日/月
技師A	人	60	0			5日/月
計						

内訳書

(9) 報告書作成

(9号内訳書)

名 称・規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
人件費		●	●			
主任技師	人	8 0				
技師 A	人	40 0				
		●	●			
		●	●			
		●	●			
		●	●			
計		●	●			
		●	●			
		●	●			
		●	●			
		●	●			
		●	●			
		●	●			

内訳書

ライトバン1500cc 福島～双葉郡

(10号内訳書)

名 称・規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
車両他（福島市～双葉郡）						
（４）廃棄物の保管状況の確認 ライトバン	台	130	0			
ガソリン代	L	2,600	0			
（６）化学工場解体に伴う処理困難物処理の技術検討 ライトバン	台	120	0			
ガソリン代	L	4,800	0			
（８）予定地内の現地の確認 ライトバン	台	120	0			
ガソリン代	L	2,400	0			

内訳書

(11号内訳書)

名 称・規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
特殊勤務手当		627				
(4) 廃棄物の保管状況の確認	人	123	0			
(6) 化学工場解体に伴う処理困難物処理の技術検討	人	360	0			
(8) 予定地内外の現地の確認	人	144	0			4日/月
計						